

旧緊急時避難準備区域から避難した申立人らについて、旧警戒区域内で経営していた植物関連会社を風評被害を避けるため県外に移転させていること、会社の移転先の近くに新たな住居（避難先）があること、同居の子（X 3, X 4）が幼少であること等から避難継続の必要があると判断して、平成24年9月以降も精神的損害が賠償された事例。

和 解 契 約 書（全 部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1・同X 2・同X 3・同X 4・同X 5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

記

(1) 精神的損害・日常生活阻害慰謝料

（申立人X 1・同X 2・同X 3・同X 4について、平成23年3月11日から平成25年8月31日まで）

(2) 精神的損害・滞在者慰謝料

（但し、被申立人の平成24年7月24日付プレスリリース分を含む。）
（同X 5について、平成24年6月1日から平成25年3月31日まで）

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として、下記の通り、合計金670万円の支払義務があることを認める。

記

(1) 申立人X 1について、金240万円

(2) 同X 2について、金150万円

(3) 同X 3・同X 4について、1名当たり各金115万円

(4) 同X 5について、金50万円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

ア 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(ア) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して、別途損害賠償請求することを妨げない。

(イ) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して、別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月5日

（仲介委員 松田研一）